

特記仕様書

（目的）

第1条 本業務は、多治見市が行う（都）音羽小田線道路改良事業に伴う用地測量業務（以下「本業務」という。）に必要な作業を行い、正確な測量及び調査を行うことを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本仕様書は、発注者が受注者に委託する本業務に適用するものとする。

（遵守する法令等）

第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、測量法、同施行令、同施行規則、不動産登記法、同令、同規則、国土交通省公共測量作業規定、同設計業務等標準積算基準書、用地測量業務費積算基準（岐阜県）、多治見市契約規則等の関係法令等を遵守するものとする。

（打合せ）

第4条 受注者は、発注者が指示する手順に従うとともに、本業務の実施前及び実施期間中、発注者と十分な打合せを行い、緊密な連絡を保って業務を遂行するものとし、打合せを行った場合は、その都度、打合せ記録簿を2部作成し、受注者・発注者各1部を保有するものとする。

（業務従事者）

第5条 受注者は、本業務の実施にあたっては、十分な技能、知識及び経験を有する主任技術者等を選任して従事させるものとする。

（資料の貸与）

第6条 発注者は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとする。なお、資料調査に係る業務（公図等の転写、土地の登記記録調査、権利者確認調査、公図等転写連続図作成）は既に実施したため、受注者がその資料の貸与を希望する場合は発注者に申し出るものとする。

2 受注者は、貸与された資料について、その重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行うものとする。

（業務概要）

第7条 用地測量については、登記事項証明書及び岐阜地方法務局多治見支局保管の地積測量図を基礎として、土地の所有者及び隣接地所有者の立ち会いの下で、土地の境界確認を行い、確認された土地について境界測量、面積計算、製図等を行うものとする。なお、境界測量の際は、トータルステーションで行うものとする。それらの成果については、用地測量及び登記に必要な成果品に反映するものとする。

2 作業数量については、別紙内訳表のとおりとする。

（成果品）

第8条 本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 用地実測図
- (2) 用地平面図
- (3) 基準点等の座標一覧表(精度管理表を含む)
- (4) 境界点等の座標一覧表及び街区データ(sima)
- (5) 土地境界確認書、境界確認写真
- (6) 成果品CDデータ
- (7) その他本業務に付随する資料等

2 成果品の納入先は、多治見市役所建設水道部用地課とする。

(損害の賠償)

第9条 本業務の実施にあたり、受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し、発注者の指示に従うものとする。また、損害賠償等の責任は受注者が負うものとする。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について、その一切を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 受注者は、本業務の実施にあたり、多治見市情報セキュリティ基本規定(平成15年訓令甲第15号)等に規定した条項に基づき、業務を行うものとする。

2 受注者は、個人情報が第三者に漏洩しないよう、個人情報を取り扱う際の作業手順、防止策等を、予め発注者に報告するものとする。

(妨害又は不法要求に対する通報義務)

第12条 受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

2 受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

(環境への配慮)

第13条 本業務の実施にあたっては、環境に配慮し、低公害型的手段を用い、再生品の使用を推進する等、常に公害の防止、省資源、省エネルギーに心がけるものとする。なお、次の事項については特に留意するものとする。

- (1) 車両使用の際は、アイドリングストップに努めること。
- (2) 測量調査時の樹木等伐採は、最小限に抑えること。
- (3) 廃棄物等が発生した場合は、適正に処理すること。
- (4) 物品等を新規に購入する場合は、グリーン購入に努めること。
- (5) 成果品等に使用する材料については、再生紙を使用する等、可能な限りリサイクル製品を使用すること。

(疑義)

第14条 本業務の実施にあたり、本仕様書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。